

【九州市長会提出議案】

第 1 号議案 「災害対応力強化のための支援について」

国土交通省地方整備局における必要な人員及び資機材の拡充について（中津市）

国においては、常日頃から防災・減災対策に対応していただいているところである。

しかしながら、近年の温暖化等の影響による集中豪雨等で河川の氾濫や土砂災害が毎年のように発生し、しかもその頻度は年々高まっているような状況であり、これらの災害には早急な対応が必要とされている。

こうした中、国土交通省地方整備局の各事務所や出張所等は災害時に現場の最前線で市町村と直接連携を図り活動を行っており、この活動に必要とされる人材や資機材、例えば排水ポンプ車や照明車等は、災害への早急な対応や被害の拡大の防止に極めて重要であるが、一定規模以上の災害においては、十分とは言えない状況である。

については、災害から人命等を守るためにも、一定規模以上の災害に対応できるよう国土交通省地方整備局における人員及び資機材の拡充を強く要望する。

第2号議案 「災害対応力強化のための支援について」

被災者生活再建支援金の適用災害要件の緩和、加算支援金の増額について（日田市）

被災者生活再建支援法では、災害救助法が適用された災害において、自己の家屋が全壊又は大規模半壊となった被災者については、まず、基礎支援金として、最高 100 万円が支給され、その後、新たに家を新築したり、購入したりする場合など、住宅の再建方法に応じて、加算支援金が最高 200 万円支給されるようになっている。

しかしながら、被災者にとってみれば、家屋が全壊等した場合、住宅だけではなく、家具類等も新たに買い直さなければならず、生活再建に必要な金銭面での負担は重いものがある。

被災者が速やかに住宅を再建し、いち早く平常の生活に戻るためには、現状の被災者生活再建支援金では不足していることから、被災者生活再建支援法を改正し、家屋の半壊についても対象とするなど、適用災害要件の緩和を図るとともに、被災者生活再建支援金の加算支援金の額、特に家屋の建設・購入及び補修についての額を引き上げることを要望する。

第3号議案 「施設整備事業等に対する財政措置について」

道路構造物等の定期点検に伴う点検方法の効率化、自治体負担の財政措置について（国東市）

高度経済成長期に集中的に整備されてきた橋梁・トンネル等の老朽化が進行し、これらの構造物等を効率的に維持管理することが社会的に求められ、平成26年度に道路法施行規則の一部改正が行われた。このことにより、道路構造物等に5年に1回の頻度で近接目視を基本とする定期点検が義務付けられた。

このことが、我が国の道路構造物等の老朽化対策において、将来にわたり安心・安全な道路環境を維持していく上で、極めて大きな役割を果たしている。

その基準に則り点検を実施してきたところであるが、国庫補助金を充当した残りの費用は各自治体の一般財源から支出せざるを得ないため、負担が大きいものとなっている。

今後は長寿命化計画に基づき、早急に対応が必要な橋梁・トンネル等について修繕工事を実施していく必要があり、それに並行して定期点検を行わなければならない、更に財政的な負担を要することとなる。

こうした中、国においては、損傷や構造特性に応じた点検対象の絞り込みやドローンなど新技術の活用による点検方法の効率化などを目的として「道路橋定期点検要領」等を改訂したところである。

しかしながら、この改訂による点検方法においても自治体の負担はそれほど軽減されていないため、新技術の活用など自治体に利用しやすいものとなるよう、さらなる点検方法の効率化を図るとともに、定期点検に係る自治体の負担について十分な財政措置を講じることを要望する。

第4号議案 「学校教育の充実について」

日本語指導員に関する補助要件の緩和、補助制度の充実・拡大について（中津市）

近年、外国人人口の増加に伴い、学校に通う外国人の生徒も増加している。

子どもたちは、言葉の壁・文化の違い・学校生活・学力等で多くの不安をかかえており、日本語指導員の確保は重要となっている。

日本語指導員の主な役割は、外国籍や海外から帰国した等で日本語指導が必要な児童生徒に対して、生活面の対応、日本語学習、教科学習等の支援を行うことであり、日本語指導員は、児童生徒の生活状況、適応状況、学習への姿勢や態度等を把握しながら個別の指導をしている。

日本語指導員に関する補助については、学力向上を目的とした学校教育活動支援に関する教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）があるが、この制度は放課後や土曜日における学習への取り組みが対象であり、平日の授業での取り組みは対象となっていないため、本市においては市の単費で実施している状況である。

今後も外国人人口が増加することが予想されることから、日本語指導の必要な児童生徒の受け入れについても増加することが考えられる。

これに伴い、日本語指導員の確保やその数、予算全体についても増加することが予想されるため、この傾向が続けば、市単独の予算で対応していくことが困難になることが予想される。

日本語指導員の平日の授業での取り組みも補助対象となれば、予算的にも負担が少なくなるため、更なる日本語指導員の確保も可能となり、子どもたちへの教育に対しても良い効果が期待される。

こうしたことから、日本語指導員の平日の授業での取り組みも補助対象となるよう補助要件の緩和を図るとともに、日本語指導員の育成も補助対象にするなど補助制度の充実・拡大を要望する。

第5号議案 「高速道路網等の整備促進について」

地域高規格道路 豊後伊予連絡道路の早期完成について（大分市）

高速道路網等の整備促進は、地域経済の好循環に寄与する道路のストック効果を活かし、産業の活性化や地域振興、地方創生に向けた取組の推進を図り、さらに大地震等の災害時における避難、救助等に不可欠な道路の多重性を確保するために非常に重要である。

近年、高規格幹線道路である東九州自動車道が北九州市から宮崎市まで直結したことにより、東九州地域を含め新たな九州の循環型ネットワークが形成されたところであるが、高速道路網等の更なる効果促進を図るため、中九州横断道路や中津日田道路、宇佐国見道路など高規格幹線道路を補完する地域高規格道路についても、早期完成に向けた要望を継続して行っている。

このような中、中九州横断道路などと同様に地域高規格道路の指定を受けている豊後伊予連絡道路は、四国、中国、九州を結ぶ道路ネットワークの環状化により、広域経済文化圏の形成や都市機能の分担、災害時のリダンダンシーの確保を可能にする極めて重要な道路である。

ついては、豊後伊予連絡道路の早期完成を強く要望する。

第6号議案 「農林水産業の振興について」

農村基盤整備事業の要件緩和について（津久見市）

国は、平成27年度に策定した「新たな食料・農業・農村基本計画」において、今後10年間に於いて全農地面積の8割が担い手によって利用されるよう担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地集積・集約化を総合的に推進していくこととしている。

また、県においても「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」により、耕地面積の約7割が中山間地域に位置し地形的な制約があると分析するなかで農地の集積、集約化を進める農業の構造改革を目指している。

これを具体的に進めるため、国庫補助金等を活用した農地の基盤整備を実施する事業については、状況に応じて各種事業が整備されており、取り組みによっては地元負担をなるべく少なくする方策もとられている。また、補助事業採択要件の面積要件についても中山間地域においては、要件緩和措置の設定がされている。

しかしながら、中山間地域の多い大分県、なかでも平野部の少ない市町村においては、傾斜がきつく狭小な農地が多く存在しており、また果樹等の栽培品目によっては大規模化面積の適正規模が異なる地域もあることから、現在の面積要件では事業の実施が困難な地域も多い。

例えば、耕作放棄地を一体的に整備可能な「水利施設等保全高度化事業」（県事業は経営体育成基盤整備事業）は、地元負担も少なく効果的な事業であるものの、中山間地域の面積要件が10ha以上（樹園地は5ha以上）となっており、大分県の一集落当たりの平均耕地面積は約10haであることから見ても、面積要件が事業実施を妨げているケースは少なくない。

については、農地を有効活用し、中山間地域においても事業実施の公平性を確保するためにも、国庫補助事業の対象となる面積要件の緩和を要望する。

第7号議案 「農林水産業の振興について」

集落営農組織の農業機械更新に対する支援拡大について（杵築市）

国や県による農業機械の導入支援は、主に、農業者の新規参入や規模拡大に対する初期投資の軽減策として実施されており、収入の少ない経営開始又は移行時、規模拡大時の経営安定等につながっている。

こうした中、集落営農組織は地域の農業・農地を守るために地域住民で組織され、営利を目的とするよりも、集落機能の維持、農地の保全、防災対策等としての『地域を守る』という位置付けで設立されたものが多い。また、地域内での組織ということもあり、非効率的な農地も耕作する必要がある、経営基盤としては脆弱なものとなっているのが実情である。

しかし、組織は後継者不足やオペレータの高齢化等により労働力が不足し、農業機械での作業は必須であるものの、現在、農業機械についてはほとんどの組織で耐用年数を超えて使用しているような状況である。

農作業の安全性、メンテナンス経費や作業時間の面、さらには、将来にわたって地域を維持するという視点からも、計画的に機械を更新すべきであるが、自費で更新する経営的な余裕もない状況である。

国において、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等で、規模拡大、経営の高度化等に取り組む組織等については、機械導入は助成対象となっているが、人員体制や経営状況、圃場条件、地理的状況などにより規模拡大等が困難な組織も多く、機械の更新が出来ていない状況である。

そのため、集落機能を維持している組織に対しては、規模拡大等に限らず、通常の機械更新についても国庫補助の助成対象とするよう支援の拡大を要望する。